

資金決済システムの安全性、効率性、利便性の向上が目的

前払式支払手段（プリペイドカード）

- 紙型・IC型の前払式支払手段に加えサーバ型前払式支払手段を法の適用対象とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約のほかに信託銀行等への信託を認める。
- 事業廃止時等の利用者への払戻しを義務づける。
- 情報の安全管理措置を定める。

資金移動（新設）

- 銀行以外の者が、為替取引（少額の取引に限る）を行うことができることとする。
- 送金途上にある資金と同額の資産を保全することの義務づけを中心とした規制とする。
- 資産保全措置として供託、銀行等による保証契約及び信託銀行等への信託を認める。
- 適切な履行の確保を図るため所要の規定の整備を行う。

資金清算（新設）

- 銀行間の資金清算を行う主体（資金清算機関）を免許制とする（現在は東銀協（全銀システムの運営主体）が行っている。）。
- 公正性・透明性の高いガバナンス体制を確保するための所要の規定の整備を図る。
- 資金清算の法的効果をより明確化するための措置を導入する。

その他

- 資金移動業者につき金融ADRを導入する。
- 認定資金決済事業者協会制度を導入する。

- 届出基準額・供託基準額（1000万円）を規定。
- 表示義務について、券面の面積が狭い場合等の緩和措置等を規定。
- 券面表示義務に代わる情報提供方法（ホームページ掲載、電子メール送信、チャージ機による表示）を規定。
- 保証契約の相手方につき健全性基準を規定。
- 信託契約の内容（当事者、信託財産の評価方法、信託の終了）、信託財産の種類等を規定。
- 払戻し手続及び払戻しを認める場合（払戻額が発行額の100分の20、払戻額が残高の100分の5、利用者のやむを得ない事情により利用が著しく困難な場合）を規定。
- 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- 供託義務が免除される銀行等の要件を規定。

- 為替取引の上限額（100万円）を規定。
- 未達債務の額等の算出方法、最低要履行保証額（1000万円）を規定。
- 資産保全（供託又は保証契約、信託契約）の内容を規定。
- 情報処理組織の十分な管理等を規定。
- 委託先に対する措置（遂行状況の確認、改善等）を規定。
- 利用者保護及び業務の適正確実な遂行のための措置（銀行との誤認防止の説明、契約情報の提供、受取証書の交付、振り込め詐欺対策、社内規則の整備）を規定。

- 剰余金配当が可能となる最低純資産額（20億円）、業務方法書に記載すべき事項等を規定。

- 資金移動業者に係る金融ADRの内容を規定。
- 会員の協会への報告事項、行政が協会へ提供できる情報の内容を規定。